給水装置工事に係る取扱指針

内容現在　令和２年４月１日

加除（さしかえ）表

追録第２０号

手順 種別	ぬきとるページ	枚数	追録から加える ペ　ー　ジ	枚数	加えるところ
第１部	目３から目４まで	1	目３から目４まで	1	目２の次
	P15 から 15-1 まで	1	P15 から 15-1 まで	1	Ｐ１４の次
	Ｐ２７から２８まで	1	Ｐ２７から２８まで	1	Ｐ２６の次
第２部	Ｐ５から６まで	1	Ｐ５から６まで	1	Ｐ４の次
第４部	Ｐ１から４まで	2	Ｐ１から４まで	2	目１の次
	P6-3 から 6-4 まで	1	P6-3 から 6-4 まで	1	Ｐ６－２の次
	Ｐ９から１２まで	2	Ｐ９から１２まで	2	Ｐ８の次
第５部	Ｐ１１から１２まで	1	Ｐ１１から１２まで	1	Ｐ１０の次

これで加除（さしかえ）が終わりましたので，「追録加除整理一覧表」に追録号数等を記入してください。

⑦　太陽熱温水器 …… ２２－２
⑧　直結増圧装置 …… ２２－３
⑨　その他の器具等 …… ２２－３
５．給水装置工事の施工 …… ２３
(1) 土木工事 …… ２３
①　現場管理 …… ２３
②　道路掘削工事の施工 …… ２４
③　道路復旧工事の施工 …… ２５
④　標準復旧断面図 …… ２６
(2) 管工事 …… ３７
①　総則 …… ３７
②　管布設工 …… ３７
③　鋳鉄管の施工 …… ３８
④　ポリエチレン管の施工 …… ４２
⑤　分岐工事 …… ４６
⑥　計画断水作業 …… ４７
⑦　凍結防止方法 …… ４８
⑧　修繕工事 …… ５３
６．製図 …… ５５
(1) 作図方法および様式 …… ５５
①　方法 …… ５５
②　位置図 …… ５５
③　平面図 …… ５５
④　立体図 …… ５６
⑤　詳細図 …… ５６
⑥　様式 …… ５６
⑦　その他 …… ５６
(2) 表示記号 …… ５７
①　給水管および給水用具類 …… ５７
②　管種 …… ５８

【取扱十八】

③　口径 …… ５９
④　弁類 …… ５９
⑤　異形管類（Ｋ形の場合） …… ５９
７．給水装置工事設計審査 …… ６０
(1) 設計審査申請図書 …… ６０
(2) 設計審査申請の承認通知 …… ６０
８．給水装置工事検査 …… ６０
(1) 工事検査申請図書 …… ６０
(2) 分岐工事等の立会検査 …… ６１
①　分岐工事および分岐止工事の立会検査区分 …… ６１
②　分岐工事の時期 …… ６１
(3) 通水作業の立会検査 …… ６２
①　通水作業の立会検査区分 …… ６２
②　通水方法 …… ６２
③　その他 …… ６３
(4) 水圧試験 …… ６４
①　試験要領 …… ６４
②　試験方法 …… ６４
③　その他 …… ６５
(5) 管理者が行う完成検査 …… ６６
①　完成立会検査 …… ６６
②　メーター以下の給水装置の検査項目 …… ６６
③　水質検査 …… ６６
④　立会を必要としない検査 …… ６７
⑤　現場検査の省略 …… ６７
(6) 指定事業者が行う完成検査 …… ６７
(7) 水質試験 …… ６７
①　基本事項 …… ６７
②　新設管布設工事の水質試験 …… ６７

【取扱〔〇〕】

⑦　メーター口径の減径

建物改造，営業用から家庭用への用途変更などにより，既設メーターの口径を減径する場合は，直近の使用水量の実績が，減径するメーター口径のメーター型式別使用流量基準表の範囲内であること。

⑧　メーター設置配管

メーターおよび逆止弁を設置する場合，次にあげる寸法表および標準配管図をもとに施工すること。

ア　メーター設置までの仮接続の措置

メーターを設置するまでの間，取付け箇所に管理者が貸与するスパンゲージ棒を設置すること。

イ　スパンゲージ棒の取扱い

(ｱ) 管理者が貸与するものおよび承認を得たもの以外を使用してはならない。

(ｲ) 給水装置工事申込の際に管理者が貸与する。

(ｳ) 完成立会検査のとき管理者に返納する。

(ｴ) 亡失またはき損したときは，貸与品と同様のものを製作し返納する。

スパンゲージ棒　詳細図

φ１３㎜～４０㎜用（スパンゲージ棒）

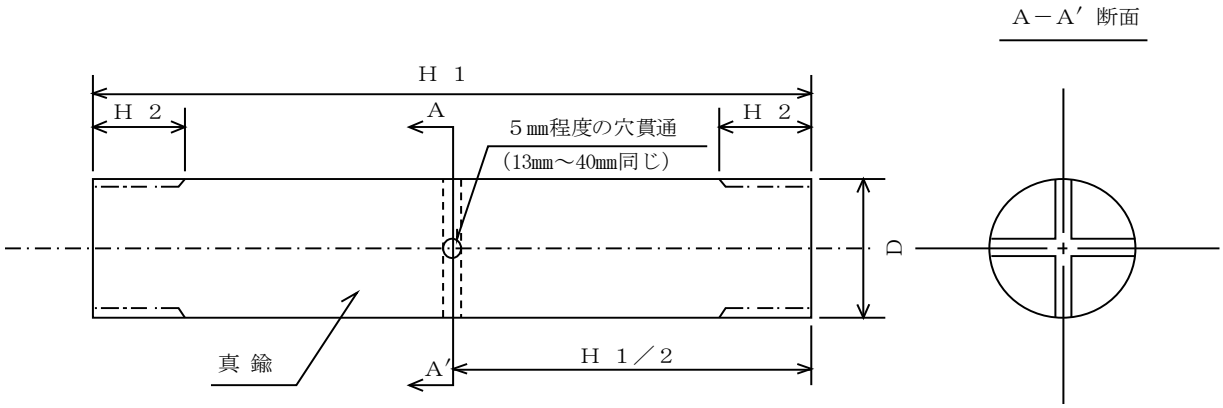

口　径	H　1		H　2		D（㎜）	使用する材料の径
	長さ（㎜）	長さの許容差	長さ（㎜）	ネジの呼び径		
１３	１００	＋０ －０．５	１４	ＰＦ　３／４	２６．４４１	２７
２０	１９０	＋０ －０．５	１６	ＰＦ　１	３３．２４９	３４
２５	２２５	＋０ －０．５	１８	ＰＦ１-１／４	４１．９１０	４２
４０	２４５	＋０ －０．５	２６	ＰＦ　２	５９．６１４	６０

【取扱 10】

ウ　メーター設置配管

(ｱ) 口径１３mmから２５mmまでは，地上から４５cmとし鳥居型配管を原則とする。ただし，複数のメーターを設置する場合は，地上から６５cmとし直線型配管にすることができる。

(ｲ) 口径４０mm以上は，直線型配管を原則とする。

口径１３mmから２５mm

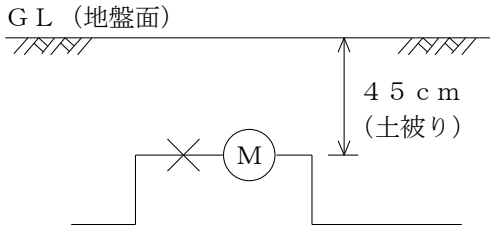

複数メーターおよび口径４０mm以上

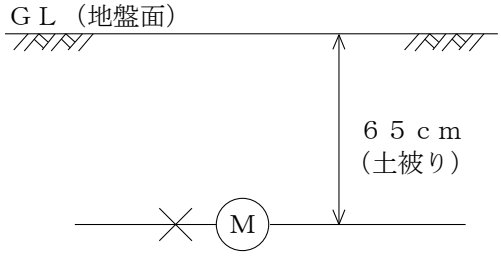

エ　メーターおよび逆止弁寸法表

(ｱ) メーター接続寸法（口径１３mm～５０mm）

a　寸法算出基準

(a) 伸縮型甲止水栓は，協会型規格の伸縮ソケットのびきり寸法とする。

(b) ねじ込み部分は，１００％の入り込みとする。またパッキン厚さは無視する。

b　口径別横寸法表（単位 mm）

口径	予備代	伸縮型甲止水栓	メーター	ユニオンパイプ	逆止弁	スルースバルブ	ニップル	フランジ	予備代(オス)
	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)
13	35	112	100	50	―	―	―	―	35
20	40	130	190	60	77	65	―	―	40
25	45	143	225	70	85	70	―	―	45
40	50	164.5	245	90	124	90	30	―	50
50	60	211	560	―	125	100	30	25	60

c　接続別寸法表（単位 mm）

口径	メーターのみ設置	メーター・逆止弁設置	逆止弁のみ設置
	L＝a＋b＋c＋d＋i	L＝a＋b＋c＋e＋d＋f＋i	L＝a＋b＋g＋e＋d＋f＋i
13	332	―	―
20	460	602	―
25	528	683	―
40	599.5	813.5	598.5
50	916(a+b+c+h+i)	1,201(a+b+c+h+g+e+g+f+i)	641(a+b+h+g+e+g+f+i)

【取扱十八】

(ｳ) 未舗装道路（砂利道）の復旧は，掘削幅に１．２を乗じた範囲を復旧面積とする。

イ　影響範囲

(ｱ) 最小影響幅

市道における占用工事により掘削部の周囲に与える最小影響幅は，別表１「最小影響幅」のとおりとする。

また，国道，道道および道路管理者がこれによりがたい特別の事情があると認めた場合は，その都度指示する。

表　1

区　　分	最　小　影　響　幅		
	車　道	歩　道	歩道(重車輌)
都市計画道路	０．５０ｍ	０．２０ｍ	０．３０ｍ
その他一般道路	０．３０ｍ	０．２０ｍ	０．３０ｍ

※一般的な道路掘削占用工事（推進工事等の路面掘削を伴わないものを除く）

(ｲ) 最小切削幅

占用工事の制限を受けるアスファルト舗装の道路における掘削部の周囲に与える最小切削幅は，以下のとおりとする。ただし，道路管理者がこれによりがたい特別の事情があると認めた場合は，その都度指示する。

表　2

区　　分	最小切削幅	
	車　道	歩道(重車輌)
都市計画道路	０．３０ｍ	０．２０ｍ
その他一般道路	０．３０ｍ	０．２０ｍ

※一般的な道路掘削占用工事（推進工事等の路面掘削を伴わないものを除く）

【取扱二〇】

(ｳ) 次の場合には，復旧幅を大きくする。

a　車道において，車道の幅から，掘削幅と影響幅を除いた幅が 30cm 以下の場合。

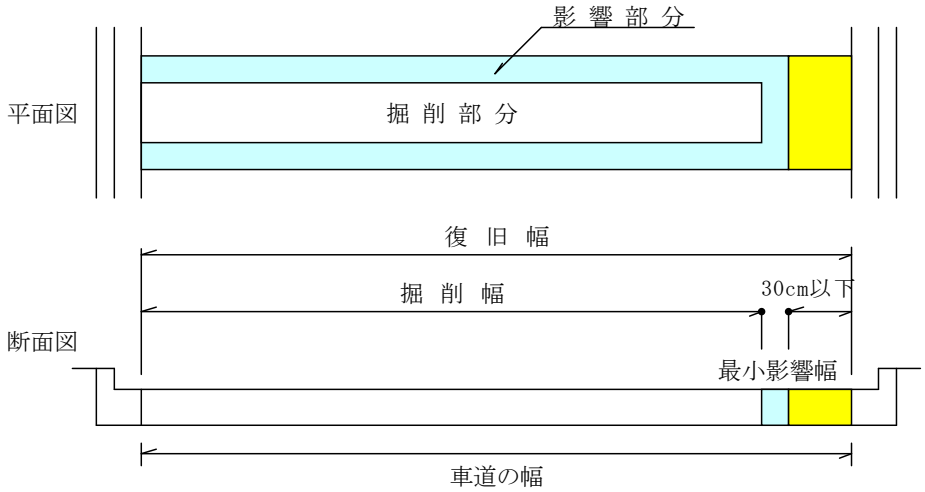

b　市道の歩道において，歩道の幅から，掘削幅と影響幅を除いた幅が３０cm 以下の場合。

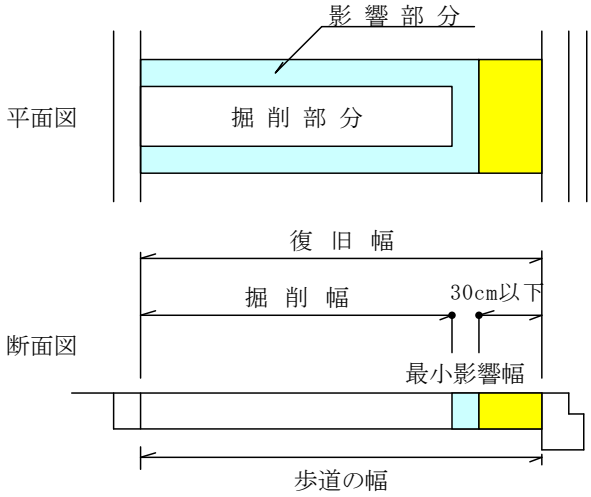

c　道道の歩道において，歩道の幅から，掘削幅と影響幅を除いた幅が１m以下の場合。

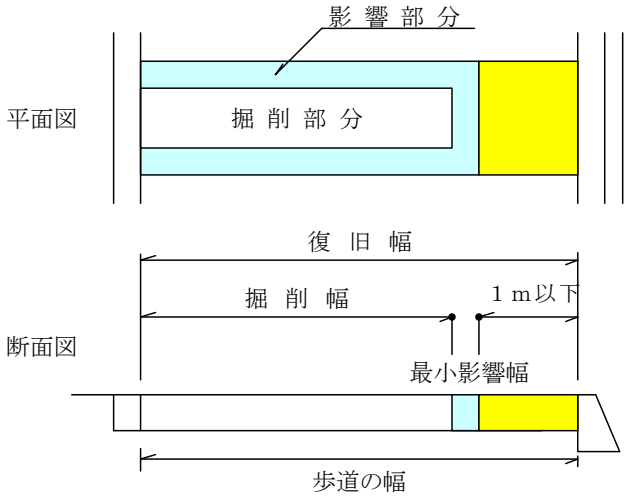

④　工事関係所管官公署

所　管　事　項	所 管 官 公 署 等	電　話
道路占用許可　　国道	函館開発建設部　函館道路事務所管理係	㈹４９－２６３１
道路占用許可　　道道	函館建設管理部　事業室事業課施設保全室	㈹４５－６５００
道路占用許可　　市道	函館市土木部　　道路管理課占用担当 函館市戸井支所　　産業建設課 函館市恵山支所　　産業建設課 函館市椴法華支所　産業建設課 函館市南茅部支所　産業建設課	㈹２１－３４１０ ８２－２１１５ ㈹８５－２３３１ ㈹８６－２１１１ ㈹２５－５１１１
道路占用許可　港湾道	函館市港湾空港部　管理課	２１－３４８７
道路使用許可　全路線	函館中央警察署　交通課道路使用係	㈹５４－０１１０
	函館西警察署　　交通課企画規制係	㈹４２－０１１０
上水道　維持担当	函館市企業局　上下水道部管路整備室水道管路等維持担当	㈹２７－８７５３
下水道　維持担当	函館市企業局　上下水道部管路整備室下水道管渠維持担当	㈹２７－８７５１
都市ガス　立会依頼 切損事故補修	北海道ガス(株)　函館支社　供給グループ	㈹４１－３１７５
電気 地下ケーブル立会	北海道電力(株)　函館支店 営業部配電グループ 函館電力所送電グループ (特別高圧ケーブル)	 ㈹２２－４１１１ ４３－６４１１
電話 地下ケーブル立会	(株)ＮＴＴ東日本－北海道　北海道南支店 埋設部門　函館サービスセンター	８６－５５５４
消防関係 建物消火設備 団地内消火栓	函館市消防本部 予　防　課 警　防　課	 ２２－２１４４ ２２－２１４６

【取扱110】

(3) メーターの受渡し

① 払出し時期

メーターの払出しは，工事完成後「給水装置工事検査申請書」および所定の届出書の提出後とし，祝日および年末年始を除き月曜日から金曜日までの午前８時４５分から午後５時までの間とする。ただし，管理者が特に必要と認める場合は，先出しとすることができる。

② 受渡し手続

ア メーター受取りのみの場合

(ｱ) 申請者は，「給水装置工事検査申請書」，「水道メーター払出請求書」および「水道使用開始申込書」を給排水指導担当に提出し，完成立会検査日を「給排水立会検査予定台帳」および「水道メーター払出請求書」に記入すること。

(ｲ) 給排水指導担当は，「給水装置工事検査申請書」を受け付け，「手数料納入通知書」を作成する。「水道メーター払出請求書」に「給水装置工事検査申請書」提出済みの確認印を押し，「水道使用開始申込書」と併せ計３点を申請者に渡す。

(ｳ) 申請者は，「手数料納入通知書」を水道お客さまセンターに提出し手数料を納入すること。

(ｴ) 申請者は，手数料納入後，同窓口に「水道メーター払出請求書」および「水道使用開始申込書」を提出すること。

(ｵ) 水道お客さまセンターは，「水道メーター払出請求書」に完成立会検査日が記入されていることを確認し，メーターを払出す。

イ メーターの返納が伴う場合

(ｱ) 新メーターの設置と旧メーターの返納が伴う工事では，「水道使用開始申込書」，「水道使用廃止届」，「水道メーター払出請求書」，「水道メーター返納書」により，新旧メーターの受取りと返納を同時に行うことを原則とする。

(ｲ) メーターの口径変更等で返納および受取りを同時にできない場合，「水道使用廃止届」，「水道メーター返納書」の提出および旧メーターの返納は，新メーターの受取りから５日以内（土日祝日を除く。）とすること。

ウ パイプシャフト内にメーターを設置する場合

(ｱ) 中層および中高層建築物の直結給水を行う場合は，事前に逆止弁部およびパイプシャフト内配管の立会検査を受けること。

(ｲ) 受水槽式給水の共同住宅等で特例検針を行う場合は，事前にパイプシャフト内配管の立会検査を受けること。

(ｳ) メーターの払出し時期は次の表のとおりとする。

第　４　部

１．総則

（目的）

(1) この取扱いは，函館市水道事業給水条例（昭和３４年３月１２日函館市条例第３号）（以下，「条例」という。）の第８条第１項の規定および函館市水道事業給水条例施行規程（昭和３８年函館市水道局規程第４号）（以下「施行規程」という。）の第１４条の２に規定する函館市企業局指定給水装置工事事業者（以下，「指定事業者」という。）について，必要な事項を定め，給水装置工事の適正な施行を確保することを目的とする。

（用語の定義）

(2) この取扱いにおいて用語の定義は次のとおりとする。

① 「法」とは，水道法（昭和３２年法律第１７７号）をいう。

② 「政令」とは，水道法施行令（昭和３２年政令第３３６号）をいう。

③ 「施行規則」とは，水道法施行規則（昭和３２年厚生省令第４５号）をいう。

④ 「管理者」とは，函館市公営企業管理者をいう。

⑤ 「給水装置」とは，配水管から分岐して設けられた給水管およびこれに直結する給水用具をいう。

⑥ 「給水装置工事」とは，給水装置の新設，改造，修繕（施行規則第１３条で定める給水装置の軽微な変更を除く。）または撤去の工事をいう。

⑦ 「主任技術者」とは，給水装置工事主任技術者をいう。

２．指定給水装置工事事業者の指定等

（指定の申請）・・・・・法第１６条の２第１項，法第２５条の２第２項、第２５条の３の２第４項

(1) 条例第８条第１項の指定は，給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

(2) 指定事業者の指定を受けようとする者は，施行規則に定められた様式第１による申請書に次の各号に掲げる事項を記載し，施行規程第１４条の２の規定により，管理者に申請しなければならない。

① 氏名または名称および住所ならびに法人にあっては，その代表者の氏名

② 給水装置工事の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の名称および所在地ならびに，法第２５条の４第１項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名および当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号

③ 給水装置工事を行うための機械器具の名称，性能および数

④ その他厚生労働省令で定める事項

（指定の基準）・・・・・法第２５条の３

(3) 管理者は，指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは，指定をしなければならない。

① 事業所ごとに法第２５条の４第１項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

② 次に定める機械器具を有する者であること。

ア 金切りのこ，その他管の切断用の機械器具

イ やすり，パイプねじ切り器その他の加工用の機械器具

ウ トーチランプ，パイプレンチその他の接合用の機械器具

エ 水圧テストポンプ

③ 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 水道法に違反して，刑に処せられ，その執行を終わり，または執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

エ 指定を取り消され，その取消しの日から２年を経過しない者

オ その業務に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

カ 法人であって，その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

(4) 指定の申請書には，次の書類を添えなければならない。

① 前項(3) ③のアからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

② 法人にあっては定款または寄附行為および登記事項証明書，個人にあっては，その住民票の写しまたは外国人登録証明書の写し

(5) 前項(4) ①に規定する書類は，施行規則に定められた様式第２によるものとする。

（指定書の交付）

(6) 管理者は，条例第８条第１項の指定を行ったときは，指定事業者に函館市企業局指定給水装置工事事業者指定書（第１号様式の３，以下「指定書」という。）を交付するものとする。

(7) 指定事業者は，事業の廃止を届け出たときまたは指定の取り消しを受けたときは，指定書を管理者に返納しなければならない。

(8) 指定事業者は，事業の休止を届け出たときまたは指定の停止を受けたときは，指定書を管理者に返納しなければならない。

(9) 指定事業者は，指定書を汚損し，または紛失したときは，再交付を申請することができる。

【取扱二〇】

（指定の有効期間）

(10) 指定事業者の指定の有効期間は，新規に指定を受けた者については，指定の日から起算して５年間とし，指定の更新を受けた者については，従前の指定の有効期間の翌日から起算して５年間とする。

（変更の届出等）・・・・・法第２５条の７

(11) 指定事業者は，次の各号の一に掲げる事項に変更があったとき，または給水装置工事の事業を廃止し，休止し，もしくは再開したときは，次の各項に定めるところにより，その旨を管理者に届け出なければならない。

① 氏名または名称および住所ならびに法人にあっては，その代表者の氏名

② 法人にあっては，役員の氏名

③ 主任技術者の氏名または主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

(12) 前項の規定により変更の届出をしようとする者は，変更のあった日から３０日以内に施行規則に定められた様式第１０による届出書に次の書類を添えて管理者に提出しなければならない。

① 前項(10)①に掲げる事項の場合には，法人にあっては定款または寄附行為および登記事項証明書，個人にあっては住民票の写しまたは外国人登録証明書の写し

② 前項(10)②に掲げる事項の場合には，施行規則に定められている様式第２による誓約する書類および登記事項証明書

（廃止等の届出）

(13) 法第２５条の７の規定により事業の廃止，休止または再開の届出をしようとする者は，事業を廃止し，または休止したときは，当該廃止または休止の日から３０日以内に，また事業を再開したときは，当該再開の日から１０日以内に，施行規則に定められている様式第１１による届出書を管理者に提出しなければならない。

（指定の取消し）・・・・・法第２５条の１１

(14) 管理者は，指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは，条例第８条第１項の指定を取り消すことができる。

① 法第２５条の３第１項の指定の基準各号に適合しなくなったとき。

② 法第２５条の４第１項または第２項の規定に違反したとき。

③ 法第２５条の７の規定による届出をせず，または虚偽の届出をしたとき。

④ 法第２５条の８に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。

⑤ 法第２５条の９の規定による管理者の求めに対し，正当な理由なくこれに応じないとき。

⑥ 法第２５条の１０の規定による管理者の求めに対し，正当な理由なくこれに応じず，または虚偽の報告もしくは資料の提出をしたとき。

⑦ その施行する給水装置工事が水道施設の機能に傷害を与え，または与えるおそれが大であるとき。

⑧ 不正の手段により指定を受けたとき。

【取扱二〇】

（指定の停止）

(14) 前項(13)各号に該当する場合において，指定事業者に特段の事情があるときは，管理者は，指定の取消しに替えて，６月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

（指定等の公示）・・・・・法第２５条の３第２項，法第２５条の１１第２項

(15) 次の各号に該当するときは，遅滞なくその旨を公示する。

① 指定事業者を指定したとき。

② 指定事業者から給水装置工事の事業の廃止，休止，または再開の届出があったとき。

③ 指定事業者の指定を取り消したとき。

④ 指定事業者の指定の効力を停止したとき。

３．給水装置工事主任技術者

（主任技術者の職務等）・・・・・法第２５条の４第３項

(1) 主任技術者は，次の各号に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

① 給水装置工事に関する技術上の管理

② 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督

③ 給水装置工事に係る給水装置の構造および材質が政令第５条に定める基準に適合していることの確認

④ 給水装置工事に関し，管理者と次に掲げる連絡または調整を行うこと。

ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

イ 給水装置工事に係る工法，工期その他工事の条件に関する連絡調整

ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

(2) 給水装置工事に従事する者は，主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

（主任技術者の選任等）・・・・・法第２５条の４第１項，第２項

(3) 指定事業者は，条例第８条第１項の指定を受けた日から１４日以内に，事業所ごとに，主任技術者を選任し，管理者に届け出なければならない。

(4) 指定事業者は，その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは，当該事由が発生した日から１４日以内に新たに主任技術者を選任し，管理者に届け出なければならない。

(5) 指定事業者は，主任技術者を選任または解任したときは，施行規則に定められた様式第３による届出書により，遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

(6) 指定事業者は，主任技術者の選任を行うに当たっては，一つの事業所の主任技術者が同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければ

(2)　函館市企業局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理フロー

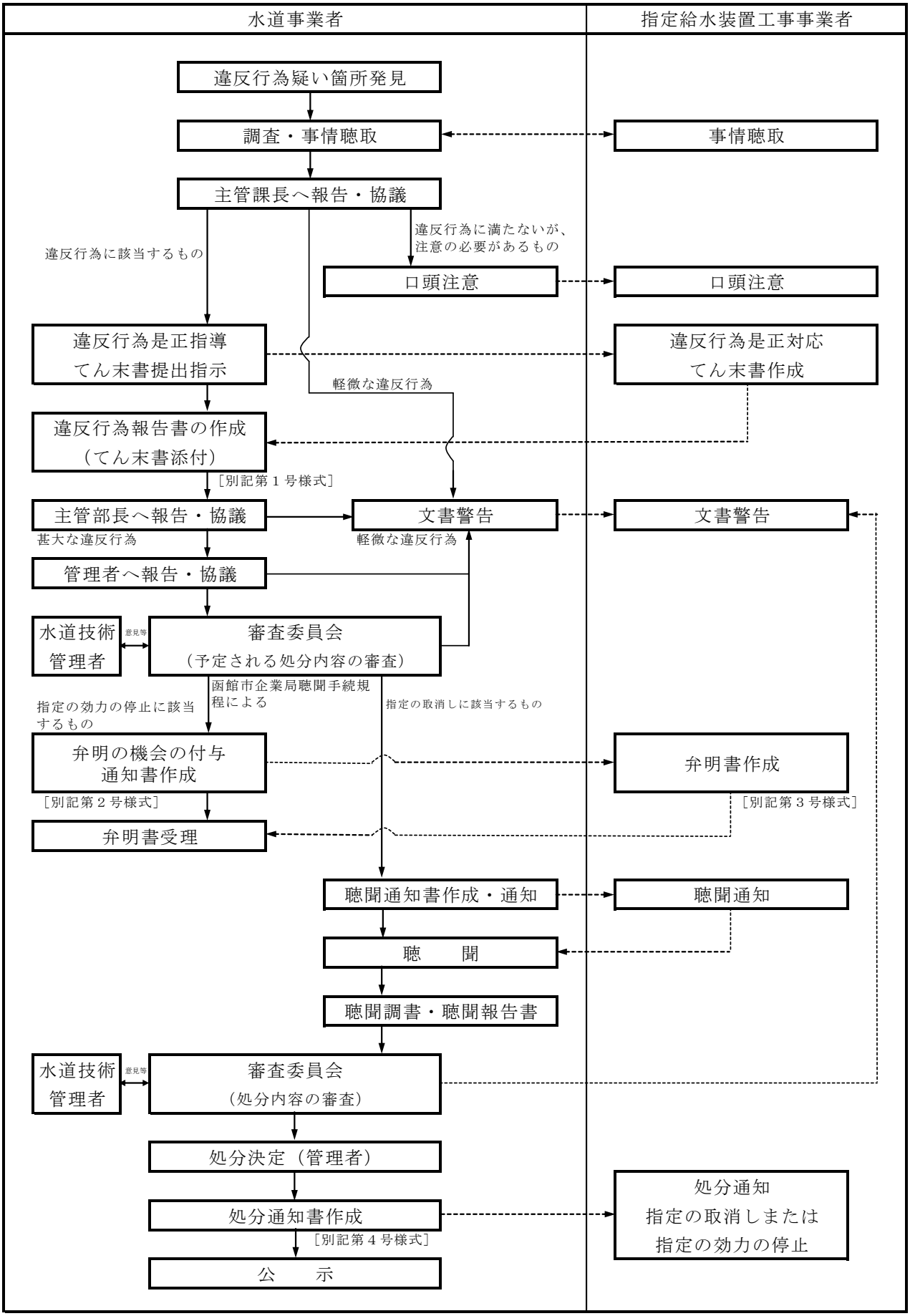

【取扱十二】

(3) 函館市企業局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る措置基準（第３条関係）

（１）水道法違反に対する措置（行政処分に該当するもの）

違反項目	根拠条文	関係法令条文		違反内容	措置内容
指定要件違反	第25条の11 第1項第1号	第25条の3 第1項第1号	施行規則 第21条	事業所ごとに，給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定の取消しまたは文書警告
		第25条の3 第1項第２号	施行規則 第20条	厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	
		第25条の3 第1項第3号イ		本人または代表者もしくは役員が，心身の故障により，給水装置工事の事業者を，適正に行うことが出来ない者として厚生労働省令定める者であることが判明したとき。	指定の取消し
		第25条の3 第1項第3号ロ		本人または代表者もしくは役員が，破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。	
		第25条の3 第1項第3号ハ		本人または代表者もしくは役員が，水道法に違反して，刑に処せられ，その執行を終わり，または刑の執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者であることが判明したとき。	
		第25条の3 第1項第3号ニ		指定を取り消され，その取消しの日から２年を経過しない者であることが判明したとき。	
		第25条の3 第1項第3号ホ		本人または代表者もしくは役員が，業務に関し不正または不誠実な行為をしたとき。	指定の取消しまたは指定の効力の停止6月以下もしくは文書警告
				①無断通水，水道メーターの不正使用等をしたとき。	
				②道路占用許可，道路使用許可を受けずに工事を施工したとき。	
				③施工上の安全管理を怠り，従業員を死傷させたとき。	
				④施工上の安全管理を怠り，公衆に死傷者を出し，または被害を与えたとき。	
				⑤文書警告に従わないとき。	
				⑥その他の違反行為 （主として管理者の承認を受けないで工事を施行したとき，または工事完成後管理者の検査を受けなかったとき等。）	

様式第１（第１８条関係）

（表面）

指定給水装置工事事業者指定申請書

殿

年　　月　　日

申請者　　氏名又は名称　　㊞

住　　所

代表者氏名

水道法第１６条の２第１項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので，同法第２５条の２第１項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員，取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏　　名	フリガナ 氏　　名
事業の範囲	
機械器具の名称，性能及び数	別表のとおり

（備考）この用紙の大きさは，日本工業規格Ａ列４番とすること。

【取扱ＩＯ】

（裏面）

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上　記　事　業　所　の　所　在　地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上　記　事　業　所　の　所　在　地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

（備考）この用紙の大きさは，日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第２（第１８条及び第３４条関係）

誓　約　書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は，水道法第２５条の３第１項第３号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年　　月　　日

申請者　　氏名又は名称　　㊞

住　　所

代表者氏名

殿

（備考）この用紙の大きさは，日本工業規格Ａ列４番とすること。

【取扱110】

別表様式（第１８条関係）

機械器具調書

年　　月　　日現在

種　　別	名　　称	型　式　・　性　能	数　量	備　　考

（注）　種別の欄には「管の切断用の機械器具」，「管の加工用の機械器具」，「接合用の機械器具」，「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考）この用紙の大きさは，日本工業規格Ａ列４番とすること。

年　　月　　日

函館市公営企業管理者

企業局長　　様

使用者　住　所
　　氏　名　　印

管洗浄用水使用申請書

下記の場所に設置した給水装置の管洗浄を行うため，管洗浄用水の使用許可を申請いたします。

給水装置設置場所	使　用　者 （指名給水装置工事主任技術者名）	管洗浄メーター口　径	使用期間	予定使用水量（m^3）
			～	
			～	
			～	
			～	
			～	

【取扱十八】

函　企　水　業
年　　月　　日

様

函館市公営企業管理者
企業局長

管洗浄用水使用許可書

年　　月　　日付けで申請のあった管洗浄用水の使用について，次の事項を条件に許可する。

１　給水装置設置場所　　別紙のとおり

２　使用期間　　別紙のとおり

３　使用水量　　使用者は，検査員の立会による使用水量の確認後，速やかに管洗浄用水使用報告書を提出し，水量の認定を受けるものとする。

４　管洗浄用水使用料金　　料金は，１㎥につき１６０円６０銭で算定し，納入方法は企業局１階窓口または企業局収納取扱金融機関で納付する。

以　　上

【取扱二〇】

給水装置工事に係る取扱指針

発　行　函 館 市 企 業 局 上 下 水 道 部
〒040-0053　函館市末広町５番14号
TEL　(0138) 27-8742
令和２年４月１日